

高病原性鳥インフルエンザ予防対策の徹底を！ ～渡り鳥の飛来に備えて～

- 秋から冬にかけて中国や韓国、シベリア方面から越冬のために飛来する渡り鳥が高病原性鳥インフルエンザウイルスを運んできます。
- 昨シーズンの家きんでの高病原性鳥インフルエンザは、14道県51事例、殺処分羽数は約932万羽で、5シーズン連続での発生となりました。（野鳥では19道県227事例の発生）
- 昨年10月以降、ヨーロッパ、アジアなど全世界で高病原性鳥インフルエンザが発生しています。
また、韓国、台湾では、今年の6月以降も発生しています。
- 渡り鳥の飛来に備えて、予防対策に不備がないか確認をお願いします。

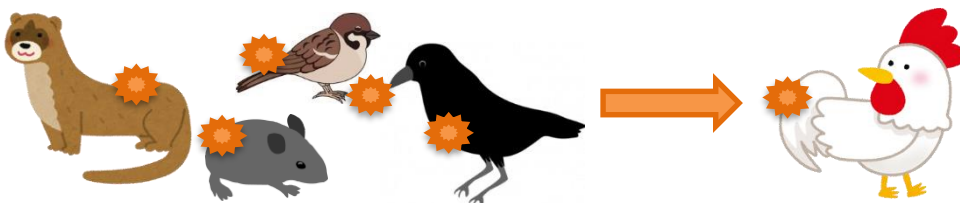
★ 感染防止対策は裏面へ

カモなどの渡り鳥がウイルスを持った状態で飛来



野鳥やその糞中のウイルスと野生鳥獣が接触

野生鳥獣がウイルスを鶏舎の中に持ち込み、鶏等に感染



京都府中丹家畜保健衛生所 福知山市字半田371-2
TEL 0773-25-1860
FAX 0773-25-1861

家きんへの感染を防ぐために 飼養衛生管理基準を守りましょう

★飼養衛生管理基準とは……家畜伝染病予防法で定められた、家畜伝染病の発生を防ぐために全ての家畜飼養者が守るべき基準

- ◆ 野鳥やイタチ等の野生動物が入らないように、金網やネットに穴がないか、壁等に隙間がないか確認しましょう。
 - ◆ 外部から病原体を持ち込まないために、鶏の世話をする際は専用の衣服・長靴を使用し、飼養管理の前後は手指をしっかりと消毒しましょう。
 - ◆ 飲み水は水道水又は、塩素などで消毒された水を与えましょう。
 - ◆ 鶏の健康のために、鶏舎は清潔に保ち、飼養管理に使用する道具も定期的に洗浄・消毒しましょう。
 - ◆ 譲渡や購入などの鶏の移動があるときは必ず記録をつけてください。（鶏が元気かどうか、様子も記録してください。）
 - ◆ 鳥インフルエンザの情報の確認をお願いします。
近隣諸国や国内で発生した場合等、当所から皆様に情報共有いたします。
- ★農林水産省のホームページも参考にしてください。
(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>)

消毒については
ご相談ください

不明な点や質問があれば
ご連絡ください

京都府中丹家畜保健衛生所 福知山市字半田371-2
(<http://www.pref.kyoto.jp/chutan-kaho/>)
TEL 0773-25-1860
FAX 0773-25-1861